

## 特定保健用食品に係る新開発食品調査部会の審議結果について

### 1. 開催日時及び開催場所

平成19年3月14日(水) 14:00~17:00 中央合同庁舎第5号館6階共用第8会議室

平成19年6月15日(金) 14:00~17:00 同 上

### 2. 審議経過及び結果

平成19年3月8日付厚生労働省発食安第0308001号及び平成19年6月7日付厚生労働省発食安第0607001号をもって諮問された別紙の品目の安全性及び効果について、食品安全委員会、新開発食品評価調査会において審議を行い、さらに、平成19年3月14日及び6月15日に開催された新開発食品調査部会において審議を行った結果、特定保健用食品として認めることとして差し支えないと判断された。

番号	商品名	申請会社名	特定の保健の目的に資する栄養成分	保健の用途の分野	食品形態	特定の保健の目的が期待できる旨の表示内容	摂取をする上での注意事項	1日当たりの摂取目安量	審議又は報告の扱い※
1	ブナハリ茸	キリンヤクルトネクトステージ株式会社	イソロイシルチロシン	血圧	粉末	本品はブナハリ茸エキスを配合しており、血圧が高めの方に適した食品です。	本品は治療を目的とした食品ではありません。体質によりまれにせきが出ることがあります。その際は医師に御相談ください。頭痛がおこることがありますので一度に多量に飲むことはお避け下さい。妊婦または妊娠している可能性のある婦人、授乳中の方、腎機能が低下している方、高血圧治療中の方は医師と御相談の上、摂取してください。	1日当たり1袋を目安に、水またはぬるま湯でお召しあがりください。	5
2	カルシウム強化スキム	雪印乳業株式会社	カルシウム	疾病リスク低減	粉末乳飲料	この食品はカルシウムを豊富に含みます。日頃の運動と適切な量のカルシウムを含む健康的な食事は、若い女性が健全な骨の健康を維持し、歳をとってからの骨粗鬆症になるリスクを低減するかもしれません。	一般に疾病は様々な要因に起因するものであり、カルシウムを過剰に摂取しても骨粗鬆症になるリスクがなくなるわけではありません。医師の治療を受けている人は、医師に相談してください。	袋入り: 16g(大さじ2杯半)を目安にお召しあがりください。 スティック入り: スティック1本(16g)を目安にお召しあがりください。	2
3	リポスルー	不二製油株式会社	ベータコングリニシン	中性脂肪	錠菓	血中中性脂肪を低下させる作用をもつベータコングリニシンを含んでいますので、中性脂肪の気になる方に適しています。	多量に摂取することにより、疾病が治癒したり、より健康が増進するものではありません。	1日2袋を目安にお召し上がり下さい。	2
4	燕龍茶レベルケア	ダイドードリンコ株式会社	燕龍茶フラボノイド(ハイペロサイド・イソクエルシトリンとして)	血圧	清涼飲料水	本品は、燕龍茶フラボノイド(ハイペロサイド・イソクエルシトリンとして)を含んでおり、血圧が高めの方に適した食品です。	本品は治療を目的としたものではありません。高血圧症の治療中の方は医師にご相談の上ご使用下さい。	500ml: 1本(500ml)を目安にお飲み下さい。 1.5L: 500mlを目安にお飲み下さい。	2
5	毎日コツコツふりかけ	小倉屋昆布食品株式会社	カルシウム	疾病リスク低減	ふりかけ	この食品はカルシウムを豊富に含みます。日頃の運動と適切な量のカルシウムを含む健康的な食事は、若い女性が健全な骨の健康を維持し、歳をとってからの骨粗鬆症になるリスクを低減するかもしれません。	一般に疾病は様々な要因に起因するものであり、カルシウムを過剰に摂取しても骨粗鬆症になるリスクがなくなるわけではありません。医師の治療を受けている人は、医師に相談してください。 本品には1袋当たり食塩0.5g相当の塩分が含まれています。塩分の過剰摂取につながる可能性がありますので、1日あたりの摂取目安量をお守り下さい。	1日1袋(5.3g)を目安にお召しあがりください。	2

※審議又は報告の扱いは、食品衛生分科会における確認事項の新開発食品調査部会の表の数字である。

## ○食品衛生分科会における確認事項

## 新開発食品調査部会

(特定保健用食品に係る安全性及び効果の審査)

			食 品 規 格 の 範 囲	部 会	分 科 会	諮 問 の 有 無
薬事・食品衛生分科会審議会に諮問する食品規格	1		食品のうち、部会の意見に基づき、安全性や効果からみて慎重に審議する必要があると分科会長が認めるものの安全性及び効果の審査に関する事。	○	○	有
	2		新たな特定の保健の目的に資する栄養成分を含む食品の安全性及び効果の審査に関する事。	○	△	有
	3		既存の保健の目的に資する栄養成分を含む食品であって、新たな保健の用途に適するとされるものの安全性及び効果の審査に関する事。	○	△	有
	4		既存の特定の保健の目的に資する栄養成分を含む食品であって、既存の特定の保健の用途との新たな組み合わせを行う食品の安全性及び効果の審査に関する事。	○	△	有
	5		特定の保健の目的に資する栄養成分と特定の保健の用途の組み合わせが既存の特定保健用食品と同一の食品であって、特定の保健の目的に資する栄養成分の1日当たりの摂取目安量、食品の形態又は原材料の配合割合が大きく異なるものの安全性及び効果の審査に関する事。	○	△	有

注) ○印は審議、△印は報告を示す。